

ハ、闘争ヲ失敗ニ導ク事ガ多イ嚴密ナ非法ノモトニ中央部並ニ  
職場ニアヂトヲ持ツコト然レ此間ノ連絡通信網ノ完備ヲ期スル  
コト万一一部又ハ全部ノ検舉サレタ場合ノ第二段第三段ノ構ハ  
是非完備シテ置カネバナラズ

ハ、本部ノ第壹第貳第參以下順次ノ闘争委員長之ヲ指名シ全本部  
員ハ本部ノ中央闘争主腦部ヲ組織スルコト

ニ、支部ノ第壹第貳第參以下順次ノ闘争委員ハ支部長之ヲ指名シ  
全支部代議員ハ支部ノ闘争主腦部ヲ組織スルコト

ホ、其ノ他ノ戦時編成ハ本部並ニ支部闘争主腦部ニ一任スヨト  
一九三二  
以上

6

第

2409 番

昭和七年十一月五日

大阪支所長 橋 本 能 保 利

財團法人協調會大阪支所

福岡出張所長 清 原 進 肇

新日本國民同盟關西事務局當任委員會開催ノ件